結了

19年6月19日

一業464號

貯業676號

發送　淨書

19.6.22 送 后10－12

~~局長~~

課長

係長　一業代

二業

回答案

局名

大阪逓信局宛

有効期間ノ計算方ニ関スル件

対貯業第一五號　五、一八

右ハ適用ナキニ付了知相成度

以下浄書不要

先般通信官署ニ於ケル事務取扱時間改正サレ日曜日ト雖モ平日通執務スルコトトナリタルニヨリ民法第百四十二条ノ規定ハ之ガ適用ナキニ至リタルニ付（旨）~~案ノ通御了承スルコトト致度~~旨電話ニテ回答済ナルモ尚~~書~~日公文ニテ回答アリタキ（次）旨再応電話アリタルニ付本案ノ通回答スルコトト致度

尚郵便電信電話保険年金等ニ付テハ本件ト全然ノ事例アルヤニ被認ニ付夫々所管係タル郵務課業務係、第二課業務係、第一課業務係、保険課監理係、年金係ニ（打合セ）~~照会~~致シタル処差向本件ノ如キ事例見当ラザル由ニ有之（又）尚本件ニ関シテハ（上記）各係ニ於テモ之ガ趣旨ヲ可ト認メタリ　為念

参照

○民法

第百四十二条　期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タルトキハ其日ニ取引ヲ為ササル慣習アル場合ニ限リ期間ハ~~其翌~~其翌日ヲ以テ満了ス

○為替貯金等期間計算方ノ件

東京局照会（明治四十二年四月十日）通信局回答（六月二日）要領

通信法規中期間計算方ニ付テハ期間計算方ニ関シテハ民法ノ規定ニ依ル

追テ何日ヨリ起算シトアルモノハ起算日ヲ特定シタルモノトス

本件ニ對スル囘答書ニハ必ズ本書記番號及年月日ヲ附記セラレタシ

大阪遞信局

貯業第一五號

照會

昭和十九年五月十八日

部長代

課長不在、

大阪遞信局

5.22

高橋

整課
二第252號
昭和19年5月20日

貯金保險局 御中

有效期間ノ計算方ニ關スル件

郵便爲替證書又ハ振替貯金ノ拂出證書等ノ有效期間ノ滿了日カ日曜日ニ相當スル場合民法第百四十二條ノ適用ナキモノト解セラルルトコロ些カ疑義ノ次第モ有之ニ付貴局議何分ノ回報相成度

本件ニ關シテハ電話ニテ「適用ナキ」旨回答セルニ付（表處）此ノ儘據置ス

阪共七六號乙

24

裏面白紙

裏面白紙

發賣元 堀井謄寫堂本店
略稱（堀井本店）
東京市神田區鍛治町

支店 上海 漢口 天津 京城

ミリアタイプ
登録 "MYRIATYPE" 商標
規格判

特許
堀井謄寫版タイプライター用
ミリアタイプ原紙
B4 A3 兼用